改正貸金業法完全施行に対応する



本年6月18日の改正貸金業法完全施行により、借り手に対する 「総量規制」が導入され、年収の3分の1を超える借入れができなく なりました。消費者金融などを利用する人のうち半数がこの対象にな り、即生活困難が押し寄せます。逆に、この機会に適切に相談するこ とで、生活再建の始まりにもなるのです。

この講座では、改正貸金業法完全施行の内容と、それに対応する借 金・ローンの相談を受けるためのノウハウを学びます。相談員や担当 者、興味がおありの方、ぜひ一緒に学びましょう。



7月23日(金) HRCビル第1研

13:30~16:30

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 JR:地下鉄「弁天町」駅下車 北西 600m

時間	内 容	講師
13:30	改正貸金業法完全施行の内容	楠本成樹さん
~	「上限金利の引き下げ」「総量規制」などの法改正の内	(大阪府貸金業対策
14:10	容と、それに伴う問題や課題について学びます。	課課長補佐)
14:10	多重債務に関する相談の実際	徳武聡子さん
~	法改正を受けて、債務整理のための法的手段や実際の	(司法書士、大阪クレ
15:40	相談事例の解説などから、生活再建に向けた相談の実	ジット・サラ金被害
	際を学びます。	者の会事務局)
15:50	総合的な生活相談の役割と課題	北場好信さん
~	債務の相談から、債務整理のための連携、家計や生活	(財団法人大阪府人
16:20	の相談、就労支援へのつなぎなど、生活再建をめざす	権協会人権支援部
	相談の役割を学びます。	長)

定員

50名

参加・資料代

2,000円

(テキスト『多重債務問題改善プログラム完全実施Q&A』含む)

申込方法

裏面に必要事項をご記入の上、ファックスかEメイルでお申込みください。

主催 申込

財団法人大阪府人権協会

人権に関する相談と支援、人権啓発を通じて、 差別のない人権尊重社会をめざしています。

TEL. 06-6581-8613 FAX. 06-6581-8614 E-mail: info@jinken-osaka.jp

会場案内



> FAX. 06-6581-8614 E-mail : info@jinken-osaka.jp

【借金・ローン相談講座 受講申込書】

申込み:2010年 月 日

(ふりがな) お 名 前	
ご連絡先	TEL. FAX. E-mail:
受講の動機	(講座に期待すること、講座でききたいこと等)
備考	(受講に関する要望等)